

「国内観光客向け来札キャンペーン事業」運営業務

公募型プロポーザル実施要領

1 実施主体

札幌市国内観光プロモーション実行委員会

2 業務名

「国内観光客向け来札キャンペーン事業」運営業務

3 業務の目的

送客キャンペーンの実施により、札幌及び札幌近郊（石狩管内）の冬の魅力を発信しながら、観光閑散期（11月～3月）における道外観光客の誘致と周遊の促進を図る。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成29年3月31日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

(1) 対象

道外のエンドユーザー（一般消費者）を対象とする。

(2) 実施時期

業務委託期間中、2月末日までに実施することを基本とする。

(3) 送客キャンペーンの実施

ア インターネット上に札幌及び札幌近郊（石狩管内）の冬の魅力を発信するためのキャンペーンサイトの創設又は閲覧数が多い既存のサイトの中にキャンペーンページを開設し、キャンペーン内容や札幌及び札幌近郊（石狩管内）の観光情報（冬のスポーツやアクティビティ、食、イベント、観光施設、商業施設、宿泊施設、

旅行商品など)の発信を行う。

イ 札幌市内の観光関連事業者(観光施設、商業施設、飲食店、宿泊施設、旅行会社等)や交通関連事業者と積極的にタイアップし、キャンペーン期間中の旅行商品造成のインセンティブや、イベント参加者へのノベルティ、札幌への来訪者に対するプレミアムサービスなど、キャンペーンを盛り上げ参加しやすい仕組みを構築する。

ウ この他、サイトでの送客を促進するための仕掛けを考慮すること。

(4) 送客キャンペーンの周知

キャンペーンサイトでの情報発信に加え、次の広報媒体などをミックスさせ効果的に情報発信を行うこと。また、その際も札幌市内の観光関連事業者(観光施設、商業施設、飲食店、旅行会社等)や交通関連事業者と積極的にタイアップし情報発信を行う。

ア テレビ番組

イ テレビCM

ウ WEBサイト

エ 雑誌

オ 屋外広告

カ 対象エリアでのイベント

キ その他

(5) 旅行者への着地(札幌市)におけるPR

上記(2)-(4)の実施にあたり、キャンペーン期間中の来札旅行者の拡大に資する情報発信のみならず、キャンペーン期間中に札幌を訪れた旅行者がキャンペーンの開催を知り、それに関連する情報を入手できるよう、札幌市内でのキャンペーンムードの醸成を考慮すること。

(6) 民間事業者からの協賛金の活用

上記(1)~(5)の業務の実施にあたり、自らの責任において、事業に賛同する民間事業者から協賛金等を募り、事業を拡大することができるものとする。

(7) 実施結果の報告

3月中旬の指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果(実施により得られた送客効果やその他二次的なプロモーション効果等)を取りまとめ、報告するもの

とする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいもの
にすること。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、
国内旅行動向及び札幌旅行需要を踏まえた上で、統計情報や各種調査レポート、自社
の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

- (1) 札幌・札幌近郊(石狩管内)の魅力を訴求させるターゲット及び誘客見込シーズン
 - ア 札幌・札幌近郊(石狩管内)の魅力を道外のどのような層に対し発信していくか、
主たるターゲットを示すとともに、そのターゲットを特定した理由を示すこと。
 - イ 特に、特別な目的を持った旅行者層をターゲットとする場合は、その根拠を明
示すること。
 - ウ 誘客を見込む時期を明示すること。
- (2) ターゲットに発信する主な札幌・札幌近郊(石狩管内)の魅力
 - ターゲットに対し、どのような札幌・札幌近郊(石狩管内)の魅力を発信するか、
その魅力が当該ターゲットに訴求すると見込む理由と併せて示すこと。
- (3) 具体的な送客キャンペーンの内容
 - ア 送客キャンペーンの内容、キャンペーンサイトやキャンペーンページ、実際の
キャンペーン参加への誘導について具体的な手法を示すこと。
 - イ 送客キャンペーンについては、実施する期間と利用するサイトを提示するとと
もに、それを選定した理由を示すこと。
 - ウ キャンペーンサイト・ページについて、デザイン、キャスティング、キャラク
ター、グラフィック等をできる限り明らかにすること。
- (4) 送客キャンペーンの周知・誘導
 - ア キャンペーンサイト・ページは新設に限らず、既存の閲覧数が多いインターネ
ットサイトを活用することも可能とする。
 - イ 複数の媒体等を活用しキャンペーンを周知する場合は、活用する媒体を示すと
ともに期待される相乗効果(利点)について示すこと。
 - ウ キャンペーン参加の誘導については、民間事業等とのタイアップ内容、期間等
を提示するとともに、それを選定した理由を示すこと。

(5) 効果測定

- ア 当該プロモーションの有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。
- イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。
- ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

- ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。
- イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。
- ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。
- エ 今年度の実施を起点に、次年度以降、継続的・発展的に広告・プロモーション等を行う提案がある場合は、その有効性と想定事業を示すとともに、次年度以降の実施スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

- 業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 同一の公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	7月15日(金)	
イ 参加申込書の提出期限	8月12日(金)	17時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	8月19日(金)	17時00分必着
エ 評価委員会によるヒアリングの実施	9月上旬	
オ 提案事業者への選定結果の通知	9月上旬	
カ 契約締結	9月中旬	

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局(札幌市観光企画課)へ持参により提出すること。

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、片面使用)
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- ウ 上記イ、ウのPDFデータ(CD又はDVD-R) 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない

エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

平成28年8月12日(金)正午まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)「国内観光客向け来札キャンペーン事業」運営業務 質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「国内観光客向け来札キャンペーン事業」運営業務公募型プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、評価委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
訴求物等の妥当性 (7-1)(2) 関係)	ターゲットや訴求する観光素材、誘客を見込む時期がそれぞれ妥当であり、かつ、相互に効果的な関連性が認められるか。	10
手法・内容の評価 (7-3)(4) 関係)	送客キャンペーンの内容や周知の方法など、ターゲットに適切にアプローチするものか。	20
	コンテンツは、媒体等の特性を活かし、かつ、札幌の魅力を十分に伝え、キャンペーン参加につながる内容となっているか。	20
	先駆性、話題性、斬新さに加え、相乗効果や実際の旅行行動につながる仕掛けなどの創意工夫があるか	20
効果・目標の妥当性 (7-5) 関係)	プロモーション効果の指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	10
体制・計画の適否 (7-6) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
経費の妥当性 (7-7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

(3) 評価委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、15分（企画提案書に基づくプレゼンテーション10分、質疑応答5分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 評価委員会による採点と同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、評価委員会において次点とされ

た団体と交渉する場合がある。なお、契約は業務ごとに実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 評価委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を評価委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、評価委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国内観光プロモーション実行委員会事務局 佐藤、吉岡
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp